

4. 大学・知財本部・TLOに対する産業界からの評価(レイトィング)

大学・TLOの産学連携活動の運営面の改革を促進するためには、その活動について産業界の視点に立った評価を行い、ベストプラクティス等の評価結果を大学・TLOにフィードバックしていくことが重要。

経済産業省では、産学連携活動を活発に行っている企業へのヒアリング調査を通じて、大学との共同研究・委託研究及び大学研究成果のライセンスについて、TLOの技術移転能力、知的財産本部の事務処理能力、大学の産学連携関連規程・運用の3点から評価を分析しているところ。

< 調査概要 >

ヒアリング対象企業：104社（産学連携活動を活発に行なっている大企業を各産業分野から26社、有力中小企業から78社を選定。）

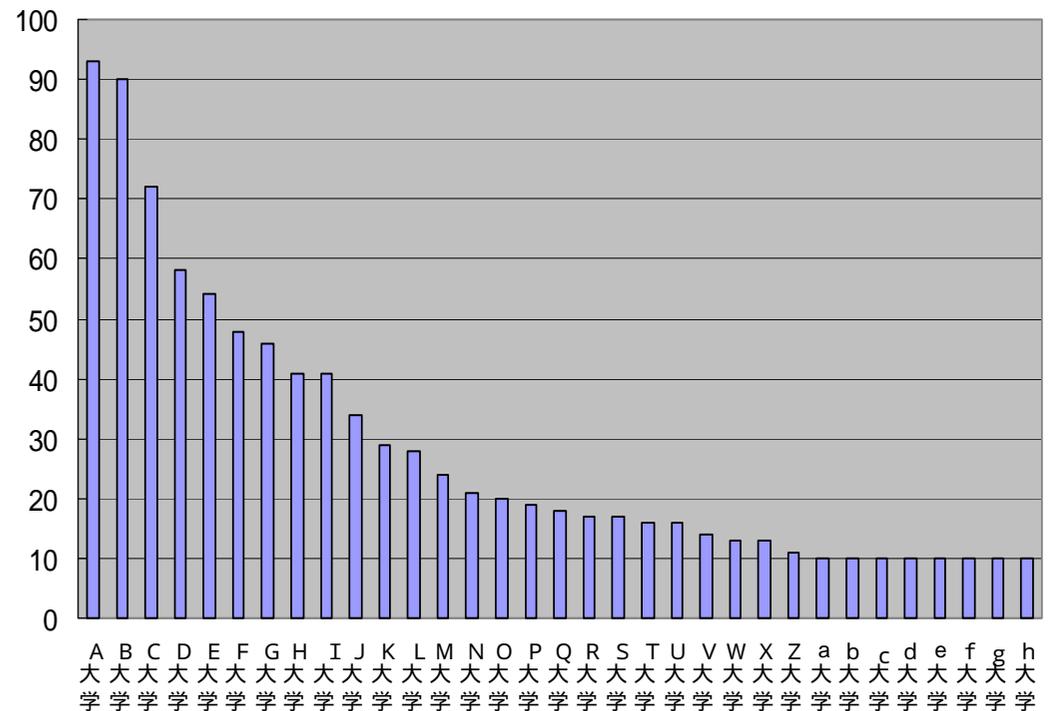
アンケート事例数

産学連携（共同・委託研究）事例数	1401件
うち評価回答数	1250件
ライセンス件数	40件
（内訳）TLO経由 大学経由	17件 23件
対象機関数	226機関

共同研究・委託研究に係る評価

評価基準	評価件数	割合（%）
A うまくいっている	138	11.04
B 特に問題はない	871	69.68
C 改善の余地あり	241	19.28
合計	1250	100.00

大学別共同研究・委託研究事例数

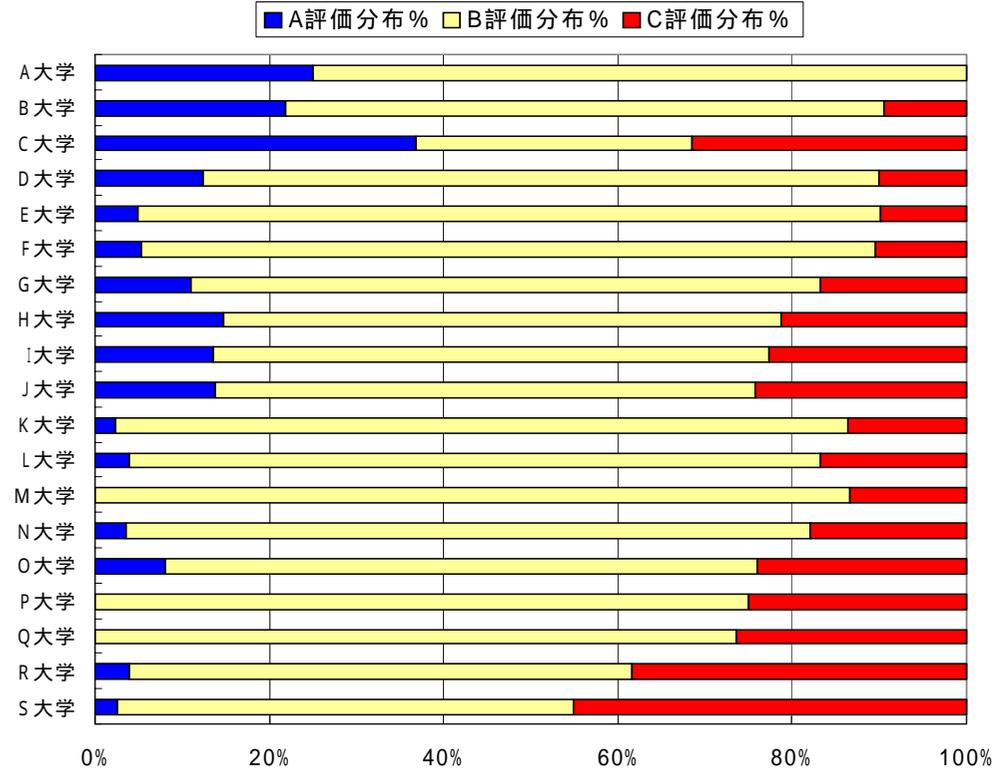


大学・知財本部・TLOに対する産業界からの評価(レーティング)

全大学 ランキング

評価回答事例数が15件以上となった19大学等を対象として、A、B、C評価結果を総合評価。

順位	大学 / 政府系研究開発機関	総合点	A評価数	B評価数	C評価数	評価対象事例数
1	A大学	125.00	5	15	0	20
2	B大学	112.50	7	22	3	32
3	C大学	105.26	7	6	6	19
4	D大学	102.50	5	31	4	40
5	E大学	95.12	2	35	4	41
6	F大学	94.74	1	16	2	19
7	G大学	94.44	2	13	3	18
8	H大学	93.33	11	48	16	75
9	I大学	90.91	3	14	5	22
10	J大学	89.66	4	18	7	29
11	K大学	88.64	1	37	6	44
12	L大学	87.18	3	62	13	78
13	M大学	86.67	0	13	2	15
14	N大学	85.71	2	44	10	56
15	O大学	84.00	4	34	12	50
16	P大学	75.00	0	12	4	16
17	Q大学	73.68	0	14	5	19
18	R大学	65.38	2	30	20	52
19	S大学	57.50	1	21	18	40



学部等類型別 ランキング

順位	学部類型	評価点	評価回答数	A分布%	B分布%	C分布%
1	その他	105.11	176	17.05	71.02	11.93
2	工学部	95.53	806	9.68	76.18	14.14
3	政府系研究機関	93.33	45	4.44	84.44	11.11
4	薬学部	67.57	37	8.11	51.35	40.54
5	医学部	67.20	186	13.44	40.32	46.24

評価点の算出方法(以下の合計点)

2点 × A評価の分布%

1点 × B評価の分布%

0点 × C評価の分布%

大学・知財本部・TLOに対する産業界からの評価(レーティング)

企業からの評価が高いケース

< TLOのリエゾン機能・技術移転能力について >

知財本部の責任者とTLOの担当者の双方を經由して共同研究の契約交渉を行った。TLOの担当者が企業側の考えを十分理解していたため企業としては非常にリーズナブルな契約ができた。(食品メーカー)

知財本部の契約スタッフに契約書原案を送ったものの、法人化に伴う混乱が原因で放置された。TLOにお願いしたところ、間に入ってくれたため、調整が進み無事契約に至ることができた。(化学メーカー)

< 知財本部の事務処理能力等について >

ある大学では、学内の研究支援組織が機能していたため、相手方の教授から大学事務方にスムーズに情報が流れ、知財の権利帰属、契約書の更改等面倒な手続きに煩わされることなく共同研究を進めることができた。(エネルギー関連企業)

知財本部が共同研究の窓口として一本化されている。共同研究テーマの設定、契約内容の調整等、全て窓口が初めから終わりまで知財本部で対応してくれたため円滑に進めることができた。(製薬企業)

< 大学における産学連携規程・運用について >

共同研究契約書の締結にあたって柔軟に対応してくれた。(素材メーカー)

大学の準備したひな形ではなく、当社が標準様式として用いている契約文書のひな形をベースに契約を締結することができた。(情報通信企業)

共同研究による成果の帰属を企業側にすることを認めてくれた。(産業機械メーカー)

企業からの厳しい評価がなされたケース

< TLOのリエゾン機能・技術移転能力について >

以前から学会等を通じて関係を構築している教授に対し委託研究を行おうとしても、TLOを通すと手間が増えるだけで付加価値がつかない。(電子機器メーカー)

TLOに大学でどのような研究がなされているか問い合わせても、TLOはどの教授が何を研究しているか把握していなかった。このTLOは特許取得・管理等の事務処理のみを行っており企業としてはあまり役に立たない。(製薬企業)

< 知財本部の事務処理能力等について >

共同研究の申し込みは、学部の研究協力課となっているが、契約内容の交渉となると知財本部との協議事項となるため、大学側の対応に長期間を要する。(食品メーカー)

学部が異なると契約書の内容も別々であり、大学として統一されていない。(情報通信企業)

先生と大学事務局の間で契約の考え方にずれがあり、また、事務局内部で特許の取扱、契約金額等に関して考え方が整理されていない。(エネルギー関連企業)

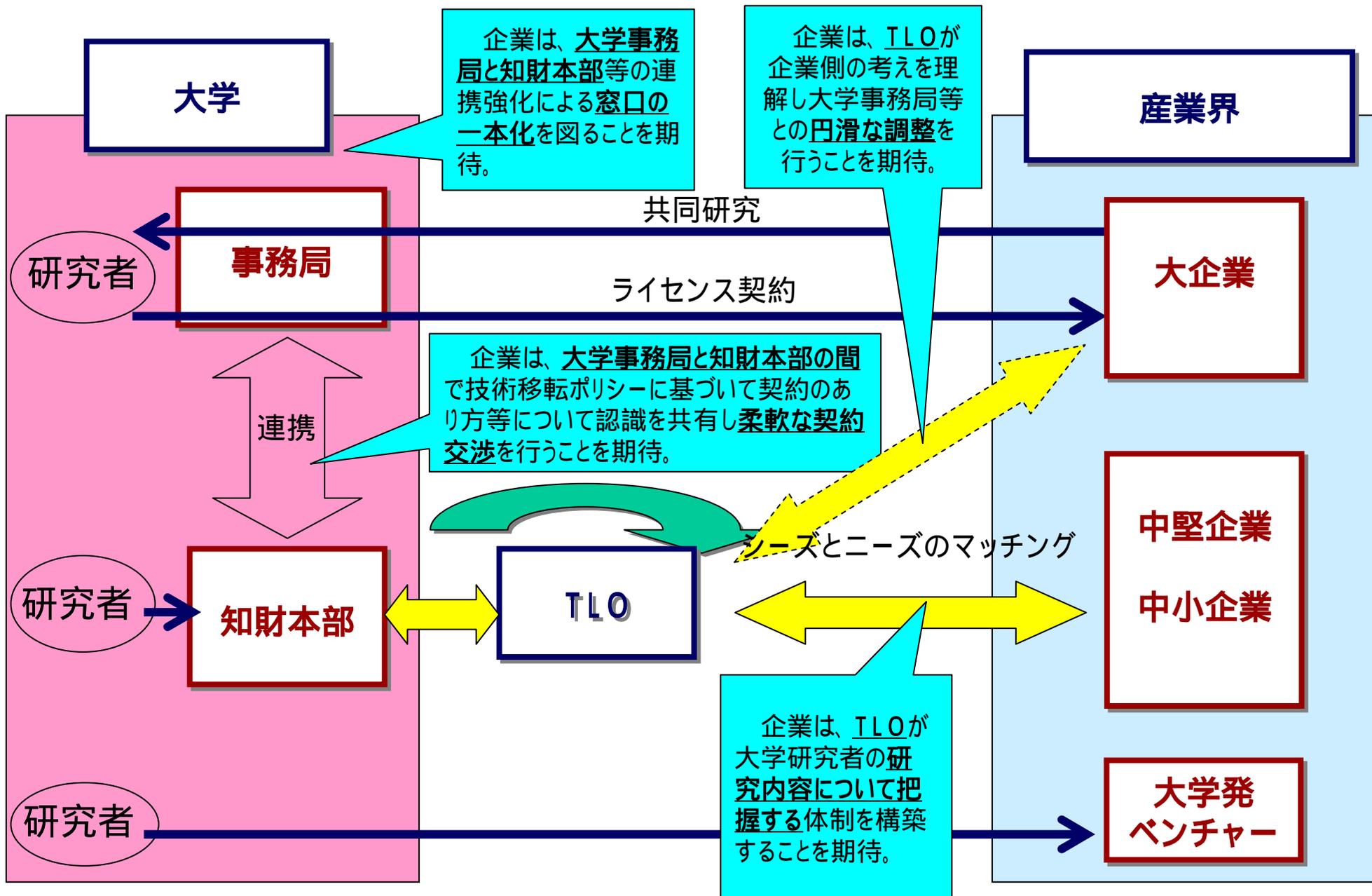
< 大学における産学連携規程・運用について >

共同研究契約であるにもかかわらず委託研究契約書に基づく契約締結を求められた。さらに一字一句とも文言修正不可との対応をとられたため覚え書きによる対応をとらざるを得なかった。(食品メーカー)

共同研究によって生まれた知的財産権は大学と共有出来るが、これを利用して事業収入を得た場合、その一部を大学側に支払うことを求められている(不実施補償条項)。会社としてはリスクを負って事業化しており、やや一方的な論理である。(情報通信企業)

共同研究の相手の先生がベンチャー企業を作ったが、共同研究の成果が大学のものになるのかベンチャー企業のものになるのかが不明確。(製薬企業)

産業界・大学・TLOの連携体制の現状



レイティングのこれまでの結果と今後の取組み

この取組みは、産業界側がTLO・知財本部・大学を、また TLO・知財本部・大学が産業界を、どう見ているかについて、双方が把握し、ベンチマーキングすることを通じ、円滑な産学連携に向け各組織の自主的対応を促そうとするもの。

これまでのヒヤリングを踏まえた中間的な評価として企業側は、

- 1) TLOは大学研究者の研究内容把握体制の構築、企業側の考えを理解し大学事務局等との円滑な調整を行うこと、
- 2) 大学事務局と知財本部の間で技術移転ポリシーに基づいて契約のあり方等について認識を共有し柔軟な契約交渉を行うこと、
- 3) TLO・大学・知財本部等の連携強化による窓口の一本化を図ること、
等を期待していることが明らかに。

民間企業のヒヤリング対象を拡大するとともに、年明けより、TLO・知財本部・大学を訪問し、産業界の産学連携への取組みについての評価等についてヒヤリングを実施予定。

これらを踏まえ、総合的な分析・評価を行い、必要な施策の展開等、さらなる産学連携の促進につなげて行く方針。